

平成27年度 第1回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

平成27年10月6日

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

平成27年度 第1回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成27年10月6日(火) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 場 所 町民会館 第2会議室
- 3 出席者 会長 根本 忠
委員 倉内 邦雄 委員 中田 利子
委員 村上 文男 委員 丸野 仁久
委員 栗原 教光 委員 岩永 克美
委員 中野 さとみ 委員 岩田 松雄
委員 渋谷 俊悦 委員 會田 清江
- 4 欠席者 委員 増田 英一

会議の説明に出席した者の職氏名

町 長 石塚 幸右衛門
住民部長 横澤 和也
住民課長 小野 基光 税務課長 佐久間 裕之
健康課長 福島 由子 納税係長 池田 朋代
特定健診係長 鳥海 博幸 国保係長 井上 裕司
国 保 係 村野 之男

- 5 議 題 (1) 瑞穂町国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理の選出について
(2) 平成26年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について
(3) その他
①今後の国民健康保険運営協議会開催予定日について
②国民健康保険被保険者資格証について
- 6 傍 聴 者 0名
- 7 配付資料 ① 会議次第
② (資料1) 平成26年度国民健康保険特別会計決算について
③ (資料2) 税率状況と医療・後期・介護に関する支出額と税収額の比較について
④ 平成26年度 保険税と保険給付費について
⑤ 参考資料 平成26年度事務報告書(抜粋)
⑥ (資料3) 平成27年度と平成26年度の上半期医療給付状況
⑦ (資料4) 国民健康保険税額と一般会計その他繰入額との比較
⑧ (資料5) 国民健康保険税額と一般会計その他繰入額の過去5年比較
⑨ (資料6) 平成26年度国民健康保険税の収納状況
⑩ (資料7) 資格証資料
⑪ 瑞穂町国民健康保険条例
⑫ 瑞穂町国民健康保険運営協議会規則
⑬ 国民健康保険必携
⑭ 瑞穂町ミニ概要
- 8 開 会 午後1時30分

(住民課長)

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は国民健康保険の担当課長であります住民部住民課長の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換や審議、さらに町長への意見の具申等を行うために設けられた協議会でございます。委員の構成としましては、公益を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び被保険者を代表する委員で、それぞれ4名ずつ計12名で構成されております。

なお、当協議会は瑞穂町審議会等の設置及び運営に関する指針第7条により、原則公開するものとなっております。

今回から新たな委員構成となりましたので、最初に石塚町長から委嘱状を交付させていただきます。町長お願いいたします。

公益代表の「倉内委員」お願いいたします。

--- 石塚町長から倉内委員へ委嘱状の交付 ---

代表者1名に交付し、他の委員方には机上配付とさせていただきます。

なお、本日、保険医代表の増田委員が欠席されていますが、本日の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第1回国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、石塚町長からご挨拶を申し上げます。

(町長)

本日は大変お忙しい中、瑞穂町国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。ただ今、本運営協議会委員に委嘱いたしました。快くお受けいただき感謝申し上げます。

(中略)

今後も国民皆保険を持続するため、委員の皆様のお力添えをお願いするものです。結びに、秋もたけなわでございますが、皆様には、健康に留意し、益々のご活躍をお祈り申し上げます。挨拶といたします。

(住民課長)

ありがとうございました。

本日は第1回目の協議会ですので、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、会議に先立ちまして、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

---公益代表・保険医代表・被保険者代表・事務局の順に自己紹介---

(住民課長)

ありがとうございました。

それでは協議に入ってくださいですが、本日は新しい任期の第1回目の運営協議会です。現在、会長が不在の状態となっておりますので、会長が決まるまでの間、住民部長が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(住民部長)

会長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。住民部長の横澤です。

それでは、議題1「瑞穂町国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について」を議題といたします。

会長及び会長職務代理者の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」ことになっております。お配りしている名簿の上の欄の公益代表、倉内委員、根本委員、中田委員、村上委員の4名が公益を代表する委員でございます。

会長及び会長職務代理者の選出方法については、指名推選の方法により選任したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

---「異議なし」の発言あり---

(住民部長)

ご異議ないものと認め、会長及び会長職務代理者の選出につきましては指名推選の方法によることに決定いたしました。

それでは、公益代表委員の4名の中からどなたかのご指名をお願いしたいと思います。

(委員)

公益委員で6年間公益代表を務められた根本さんを推選したいと思います。

(住民部長)

ただいま、倉内委員より、根本委員のご指名がございました。他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。特にご意見がないようですので、根本委員を会長に承認にすることにご異議ございませんか。

---「異議なし」の発言あり---

異議なしというお声をいただき、皆さんのご承認により根本委員に会長をお願いしたと存じますが、根本委員お引き受けいただけますでしょうか。

(委員)

はい。わかりました。

(住民部長)

ありがとうございます。それでは、会長には根本委員に決定させていただきます。会長が決まったところで、職務代理者をどなたかご指名いただければと思います。

(会長)

中田委員をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

(住民部長)

根本会長より中田委員のご指名をいただきました。皆様方、ご承認いかがでしょうか。

---「異議なし」の発言あり---

(住民部長)

ありがとうございました。異議なしということでございますので、会長職務代理者には中田委員ということで決定させていただきます。

私の方はこれで議長の任を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(住民課長)

ありがとうございました。それでは、根本会長にごあいさつをお願いいたします。

(会長)

ただいま委員の皆様方からご推選をいただき会長という重責をお引き受けさせていただきました。状況をみますとますます高齢化社会が進展しておりまして、国保の重要性和運営の厳しさは今後も考えられると思います。そういう中でこの協議会が位置づけられていますので、委員の皆さんと一緒にがんばって努力していきたいと思っております。ご協力の程よろしくお願ひします。

(住民課長)

ありがとうございました。

石塚町長につきましては、このあと、公務がありますので、ここで退席させていただきます。

--- 石塚町長退席 ---

(住民課長)

それでは、根本会長には議長席に移っていただき、以後の進行をお願いいたします。

(議長)

それでは、規程により議長を務めさせていただきますが、議長という職務は不慣れですので議事進行がスムーズにいきますように皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

(議長)

瑞穂町国民健康保険運営協議会規則第十一条及び十二条で、会議録の作成と会議録署名について規程してあり、署名は議長及び議長の指名する2人以上の委員が署名するものとなっております。名簿の上から順に2名ずつ指名させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

本日の会議録署名委員には、倉内委員と中田委員をお願いいたします。

それでは、議題2「平成26年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について」を議題といたします。この件について、事務局から説明願います。

(住民課長)

--- 住民課長から配付資料の確認 ---

それでは、決算内容について国保係長から説明いたします。

(国保係長説明)

「平成26年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について」
(資料1)「平成26年度国民健康保険特別会計決算について」及び
資料「平成26年度保険税と保険給付費について」から説明
(資料2)「税率状況と医療・後期・介護に関する支出額と税収額の比較について」
から説明
(資料3)「平成27年度と平成26年度の上半期医療給付状況」から説明
(資料4)「国民健康保険税額と一般会計その他繰入額との比較」から説明
(資料5)「国民健康保険税額と一般会計その他繰入額の過去5年比較」から説明
--- 説明省略 ---

以上で説明を終わります。続いて福島健康課長より「平成26年度特定健康診査事業について」、佐久間税務課長より「平成26年度国民健康保険税の収納状況」について説明いたします。

(健康課長説明)

「平成26年度の特定健康診査事業について」
(参考資料)「平成26年度事務報告書(抜粋)」から説明
--- 説明省略 ---

(税務課長説明)

「平成26年度国民健康保険税の収納状況について」
(資料6)「平成26年度国民健康保険税の収納状況」から説明
--- 説明省略 ---

(議長)

以上で説明は終わりました。ご質問等ございましたら、お願いします。

(委員)

国民健康保険税の収納状況についてお聞きしたいのですが、未納者に対してどのような対応をしているのか。それから、収納率は他市町村と比べて瑞穂町はどうか。2つのことを聞きたいのですが。

(税務課長)

未納者への徴収の対応ですが、現年度分につきましては、納期の過ぎた人には督促状を発送しております。その後徴収の専門員がいますので、その専門員が各未納者の家庭を訪問し徴収しています。そして、再び納入のなかった人にはまた文書で再度催告をいたしまして、差しさえを念頭にしております。そして、日曜日にも納税窓口を開設し税金の納付または納税相談をしております。特に滞納繰越額が多い人に対しては財産調査をして財産が見つかった場合、預貯金、生命保険につきましては差し押さえを行っております。それによりましては、交渉により納税される方、分納される方のそういった相談にも乗っています。納税できない人には、差し押さえた金額をそのままお金に代えてもらい換価して町の税収(国民健康保険税)にしております。

収納率の関係でございますが、本日は市町村の資料がありませんので、西多摩地区全体では8位ということで、西多摩地区では一番下の順位です。

(住民課長)

税務課で収納をがんばってもらっていますが、国保の係では次のその他「国民健康保険被保険者資格証について」で説明をしたいと思っていたのですが、25年度から資格証を発行していきまして、この資格証では窓口負担を10割で払っていただくこととなります。あとで領収書を役場に持ってきてもらい、7割を保険給付として払うのですが7割の保険給付から滞納している税に納めていただくこととなります。25年度から始めまして資料7になりますが、だんだん資格証の交付基準となる滞納額を下げたことによりまして、今年度は28世帯で45

人に資格証を交付しています。26年度は資格証の交付により262万円ほど対象となっている世帯からの税収がありました。27年度も28世帯45人の中で、一度に90万円ほどの滞納額を納付し、通常の保険証に切り替えすることができた人もいます。国保担当も滞納者には厳しい対応をしております。

(委員)

先ほど税務課長から差し押さえの話がありましたが、26年度は何件ぐらい差し押さえがあったのでしょうか。

(税務課長)

税目ということで国民健康保険税と他の税と一緒に差し押さえをおこなっていますので、その差し押さえるの件数でお答えさせていただきます。合計で104件です。

(議長)

104件の中で、国保税が何件ということは分からないわけですね。

(税務課長)

国民健康保険税だけで、50件です。

(議長)

他にご質問等ありますか。

(委員)

一生懸命いろいろと行って滞納未納額が減っていると思うのですが、それでもまだ残っているのですが、それに関してはどのようにするのですか。

(税務課長)

差し押さえは、財産を発見して差し押さえるのですが、財産がない人や生活困窮者につきましては執行停止という取れない法律上の仕組みになっております。そちらにつきましては、様子を見ながら執行停止することで調定額を3年で落とすこととなります。他の方につきましては、財産等を発見次第粘り強く交渉をしていくしかないと思います。通知や電話をして反応がある方はいいのですが、反応がない方がいますので、そのような方には夕方や土日に職員が回って臨戸しているところです。一人ひとりコツコツと取り組んで接触していくことを考えております。

(議長)

他にご質問等、またはご意見等でもかまいません。

よろしいでしょうか。この件はこれで終わりにしたいと思います。

次に、(3)その他について、事務局から何かありますか。

(国保係長)

(3)その他「①今後の国民健康保険運営協議会開催予定日について」ご案内します。平成28年度の国民健康保険税率を改定し、一般会計からの赤字補填の繰入金を抑制するために、保険税の税率改正を協議していただきます。次回の会議を12月中旬頃に町から修正案を提案させていただきます。来年1月中旬頃には、運営協議会の意見をいただくために、あと2回の会議を開催させていただきたいと思います。また、本日は火曜日に開催いたしましたが、次回以降は何曜日で、時間は午後1時30分から会議を始めたらいいか伺いたいと思います。

(議長)

次回の開催予定で話がありましたが、とりあえず12月中旬ということ。それから今日は火曜日に開催していますが、委員の皆さんの中で火曜日は都合が悪いという方はいますか。

特にないようですので、次の「②国民健康保険被保険者資格証について」お願いします。

(住民課長)

資格証については、先ほど資料7で説明させていただきました。25年度から始めまして対象者の交付基準額が25年度は80万円です。滞納金額が80万円以上ある世帯で65歳以上の高齢者のいる世帯と18歳以下の子供がいる世帯は除いています。また、継続的に通院が必要となり理由書が提出された人にも資格証の交付はしていません。対象者は納付書を送っても納付に応じない人や連絡もしない人などです。資格証の交付基準が1年以上の滞納がある悪質な滞納者ということになりますので、そういう人を対象にしています。25年度は滞納額が80万円以上、26年度は滞納額が50万円以上、27年度は滞納額が40万円

以上の世帯の人に資格証を交付しています。これは保険税を上げていますので納税している方から見て、厳しくしていかなければならないということもありますので、資格証を交付して滞納者に厳しい対応をしたいと思います。

(議長)

資格証についての質問等がありますか。なければ「その他」については終わりたいと思います。以上で本日予定されていた議題につきましては、全て終了いたしました。

本日は皆さんお疲れさまでした。